

船舶事故等調査報告書

平成23年6月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第18号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成22年8月18日 14時30分ごろ	
発生場所	和歌山県那智勝浦町東方44海里付近 （概位 北緯33°44′ 東経136°50′）	
事故等調査の経過	平成23年1月25日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 乗組員等に関する情報</p> <p>漁船 第三十三幸漁丸、19トン MZ2-30078（漁船登録番号）、有限会社辻水産</p> <p>船長、一級小型船舶操縦士 機関長、六級海技士（機関）</p>	
死傷者等	なし	
損傷	主機5番ピストンが割損、同シリンダライナに亀裂など	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか6人が乗り組み、那智勝浦町東方沖を航行中、平成22年8月18日14時30分ごろ、主機が、異音を発したことから、減速したのち停止された。</p> <p>主機は、点検の結果、5番ピストンの割損が判明し、運転不能と判断された。</p> <p>本船は、近くを航行中の僚船にえい航されて翌19日勝浦港に帰港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2</p> <p>海象：波高 約1m</p>	
その他の事項	<p>主機は、平成19年7月にピストン抜き出し等による開放整備が行われた。</p> <p>本インシデントの約3週間前に潤滑油の取替えが行われた。</p> <p>主機の5番ピストンは、ピストンピンボスの部分で上下に割れており、シリンダライナは、ピストンとの摺動面に亀裂を生じていた。また、吸気弁、排気弁がピストンに当たってプッシュロッドが曲損していた。</p> <p>ピストン冷却用ノズルは、ピストン割損に伴う破損を生じていた。</p> <p>本インシデント時、潤滑油こし器の目詰まり警報は作動していなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>本船は、那智勝浦町東方沖を航行中、主機の5番ピストンがピストンボス部分で上下に割れたことから、主機の運転が不能となったものと考えられる。</p> <p>主機は、5番ピストンの冷却が阻害され、ピス</p>

	<p>トンとシリンダライナが不同膨張して金属接触し、上下に割れた可能性があると考えられる。</p> <p>5番ピストンは、ピストン冷却用ノズルが目詰まりして冷却が阻害された可能性があると考えられるが、冷却が阻害された経緯を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、那智勝浦町東方沖を航行中、主機の5番ピストンがピストンボス部分で上下に割れたため、主機の運転が不能となったことにより発生したものと考えられる。</p>